令和7年度償却資産の申告について

[申 告 の 手 引 き]

富士宮 市

お知らせ

●個人番号又は法人番号について

申告の手引きの9ページを参照いただき、申告書に個人番号又は法人番号を記載し てください。

個人番号を記載した申告書の提出時に本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認) を実施いたします。

- ●過年度分の、減少申告や課税標準額が減少になる修正をする場合、その根拠となる固 定資産台帳等の資料を添付してください。
 - 例①取得価格を 400,000 円で申告していたが、実際は 350,000 円だった。
 - →該当資産の載っているページのみ添付

例②昨年ではなく、一昨年に除却した資産を減少申告していなかった。

- →該当年度すべての固定資産台帳等を添付
- ●みなし課税について

申告のない事業者様について、過去の申告内容や、国税資料をもとに、申告がなく ても償却資産を所有しているとみなして課税する制度(みなし課税)を実施しています。 また、みなし課税された場合でも、正確な情報を把握するため、申告は必要となり ます。

償却資産とは

工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、 その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、 土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のた めに使用している場合だけではなく、事業として他人に貸し付けている場合も含めま す。

※令和6年中に共同住宅(アパート・マンション)を新築された方や、新しく事業を開 始された方(太陽光発電・駐車場等含む)は、今年度から申告が必要となります。

●提出期限

令和7年1月31日

事務処理上、お早めに提出くださるよう御協力ください。

●提出書類

- 令和7年度償却資産申告書(償却資産課税台帳) (緑色)
- 種類別明細書(増加資産・全資産用)

(緑色)

• 種類別明細書(減少資産用)

(赤色)

提出・お問合せ先

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所 財政部 資産税課 家屋係 電話 (0544) 22-1249



●申告の方法

- 1 前年度 (令和6年度) 申告された方
 - (1) 前年度の増加・減少あり

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加・減少のあった資産について申告してください。

(2) 資産の増加・減少なし

申告書右下「19 増減なし」を○で囲んでください。

(申告の手引きの9ページを参照してください。)

2 今年度初めて申告される方及び電子申告される方

令和7年1月1日現在、富士宮市内に所有している全資産について申告してください。

3 申告すべき資産がない方

申告書右下「20 資産なし」を○で囲んでください。

(申告の手引きの9ページを参照してください。)

4 その他

申告書の右下21欄の該当する事項を○で囲み、22欄に参考となる事項を記載してください。

--記載例--

- 前回申告時以降の住所・氏名等の異動に係る情報
- ・合併先の企業名や、廃業に伴い資産を売却した場合の売却先の企業名
- ・ 種類別明細書以外の添付書類名称

等

●提出の方法

1 紙媒体による提出

市役所で配布又は御自分で作成した紙媒体による償却資産申告書、種類別明細書を提出してください。

なお、市役所で配布した用紙は、申告書の2枚目と種類別明細書の3枚目が申告者の控 えになっていますので、保管してください。

また、申告書を郵送される方で、<mark>控えに受付印を必要とされる場合</mark>は、恐れ入りますが返信用封筒(切手を貼り、宛名を書いたもの)を同封してください。

2 電子申告による提出

eLTAX (エルタックス)を利用し、償却資産申告書、種類別明細書を電子データで提出してください。 eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

詳細については、下記にお問い合わせください。

地方税共同機構

ホームページアドレス https://www.eltax.lta.go.jp/

e L T A X ヘルプデスク

0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合:03-5521-0019

[月~金 9:00~17:00 受付(土・日曜日、休祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)]

1 固定資産税(償却資産)について

区分	説明
申告対象者	工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方など、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告していただくことになっています。
課税標準額	1月1日現在の価額(申告に基づき評価のうえ決定されます)で償却資産課税台帳に登録されたものです。
税率及び税額	税率100分の1.4 税額課税標準額×税率
免 税 点	課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。 ※課税されない場合でも、正確な情報を把握するため、申告は必要です。

2 申告すべき資産とは

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。また、次のような資産も含みます。

- (1) 帳簿に記載されていない資産 (簿外資産)
- (2) 法定の減価償却を終わって償却可能限度額に達した資産
- (3) 税務会計上、売買として取り扱われるリース資産(割賦購入による資産)
- (4) 遊休、未稼働の資産
- (5) 建設仮勘定で経理している資産
- (6) 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されているもの、及 び他に貸し付けているもの
- (7) 建物附属設備として固定資産に計上しているもののうち、償却資産の課税客体と なるもの(P5参照)
- (8) 賃借人が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

3 課税対象にならない資産

- (1) たな卸し資産
- (2) 繰延資産 (下水道受益者負担金等)
- (3) 無形減価償却資産(営業権、特許権、ソフトウェア等)
- (4) 自動車税、軽自動車税の対象となるもの(P4参照)
- (5) 骨董品などの減価しない資産
- (6) 用途廃止資産(生産方式の変更・機能劣化・旧式化などにより将来とも使用しないもので、有姿除却の対象とした資産)

4 資産の種類

資産の種類は下記により分類してください。

	種類	資 産 の 具 体 例
1	構 (1)構 築 物 築	塀、門、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、庭園、 その他土地に定着した土木設備等
	物 (2) 建物附属設備※	電気設備、給排水設備、衛生設備、内装設備等
2	機・械・及・び・装・置	電気、化学、製茶、木工、製紙、ゴム産業、土木、建設、印刷、食品、医療用等各機械、冷暖房用の附属機械、運搬設備(コンベアー等)、ホイスト、クレーン等の揚重機、その他物品の製造修理等に使用する機械装置、太陽光発電設備
3	船舶	モーターボート等
4	航 空 機	ヘリコプター、飛行機等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、台車、フォークリフト等 (ナンバープレートを取得しているものにあっては、標識の分類番号が9、90~99及び900~999のもの) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。 (注)大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別 (1)農耕作業自動車最高速度が毎時35km以上のものは大型特殊自動車(2)上記以外の特殊自動車次に掲げる要件の1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 ①自動車の長さが4.7mを超えるもの②自動車の幅が1.7mを超えるもの③自動車の幅が1.7mを超えるもの④自動車の高さが2.8mを超えるもの④最高速度が毎時15kmを超えるもの
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、複写機、レジスター、放送設備、クーラー、テレビ、ラジオ、応接セット、陳列ケース、ネオン管その他、業務用の備品、 什器類、その他工具等

※償却資産ではなく、家屋の課税対象となる場合があります。

5 建物附属設備に係る償却資産

建物附属設備として経費区分されているもののうち、次のものは償却資産として申告してください。

- (1) 工場等における機械の動力源としての電気設備
- (2) 組立工場等で、品質管理上欠くことができない温湿度調和設備
- (3) 冷凍倉庫における冷凍設備
- (4) 工場等の集塵または防塵設備
- (5) 生産工程上欠くことのできない給排水設備
- (6) 据付式の厨房設備等のサービス設備
- (7) 生産事業用の変電設備、自家発電設備及び電話交換機
- (8) ルームクーラーのような備品的性格を有するもの
- (9) 土地に定着して設置された家屋以外の建造物
- (10) その他家屋に含めて取り扱うことが不適当と認められる設備(ネオンサイン、スポットライト等)

6 課税標準の特例の適用を受ける資産

一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。

該当する償却資産を取得した場合、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入し、添付 書類と一緒に申告してください。

詳細については資産税課償却資産担当へお問い合わせください。

課税標準の特例の対象となる償却資産(主なもの)

(令和6年10月1日現在)

特例対象施設等	適用条項	特例課税率	添付書類(例)
中小企業等経営強化法に	旧地方税法附則第64条	0	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る 生産性向上要件証明書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ※リース会社が申告を行う場合は、上記の他に、リー ス契約書の写し及び公益社団法人リース事業協会が 確認した固定資産税計算書の写しが必要となります。
よる先端設備導入計画に 基づき新規取得した設備		1 / 2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
	地方税法附則第15条 第44項	1 / 3 ※賃上げ方針を計 画内に位置付け て従業員に表明 した場合	・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ※賃上げ表明を行った場合は、従業員へ賃上げ方針 を表明したことを証する書面の写し ※リース会社が申告を行う場合は、上記の他に、リー ス契約書の写し及び公益社団法人リース事業協会が 確認した固定資産税計算書の写しが必要となります。
水質汚濁防止法による汚 水または廃液の処理施設	地方税法附則第15条 第2項第1号	1 / 2	
ごみ処理施設	地方税法附則第15条 第2項第2号	1 / 2	・特例施設設置届出書の写し ・施設設計図等の写し
産業廃棄物処理施設	地方税法附則第15条 第2項第4号	1 / 3	

注) 令和6年度地方税法に基づいて作成しています。また、取得時期や内容によって特例課税率が異なる場合があります。

7 業種別の課税対象償却資産と耐用年数

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	パソコン (4) <u>※ただし、サーバー、ワークステーション、メインフレームなどは5年</u> エアコン (6)、太陽光発電設備 (17)
事 務 系	タイムレコーダー (5)、事務机 (15)、応接セット (8)、キャビネット (15)、ロッカー (15)、金庫 (20)、コピー (5)、その他
喫茶・飲食店	看板 (10)、食卓 (5)、厨房用品 (5)、レジスター (5)、カラオケ (5)、 冷蔵庫 (6)、その他
理容・美容業	理·美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸し器(5)、パーマ器(5)、 サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス (13)、 その他
小 売 業	冷蔵ストッカー (4)、陳列ケース (6又は8)、レジスター (5)、 冷蔵庫 (6)、自動販売機 (5)、看板 (10)、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(12)、挽肉機(12)、冷蔵庫(6)、その他
自動車修理業	旋盤 (15)、プレス (15)、圧縮機 (15)、測定器具 (5)、検査工具 (5)、 その他
金属加工業	旋盤 (10)、ボール盤 (10)、フライス盤 (10)、測定・検査工具 (5)、 その他
医院・歯科医院	レントゲン機器 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、 手術機器 (5)、消毒用殺菌用機器 (4)、歯科診療ユニット (7)、 その他
農業・畜産業	フォークリフト (4)、バルククーラー (7)、 パイプラインミルカー (7)、その他
不動産貸付業	舗装路面 (10又は15)、金属造の塀 (10)、コンクリート造の塀 (15)、 緑化施設及び庭園 (20)、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベルその他自走式作業用機械設備(6)、その他建設工業用設備(6)

注) 平成20年度の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。特に機械及び装置については全面改正が行われました。

該当する資産をお持ちの方は、耐用年数の変更が必要となりますので、担当まで御連絡ください。

8 その他

(1) 電子計算機による独自の様式の種類別明細書での申告について

電子計算機により処理する独自の様式の種類別明細書で申告する方は、次の事項に留意して申告してください。

- ①全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること
- ②全資産について評価額計算を行うこと
- ③課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の適用条項(例:法第349 条の3第1項)特例の率及び課税標準額を記載した様式であること
- ④種類別明細書は種類ごとに*区分して作成し、その合計額を記載すること
- ⑤評価額計算の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の100分の5まで とすること

(2) 税制改正のお知らせ

平成19年度、及び20年度の税制改正において次のとおり抜本的な改正が行われました。

- ①法人税法の改正(H19)…残存価額の廃止(1円まで償却可能に) 新たな定率法(定率法の償却率の2.5倍)の導入
- ②地方税法の改正(H20)…評価額が決定価額となります。

上記①については、法人税法及び所得税法における制度の改正です。<u>固定資産税については、現行の定率法、評価額の最低限度5%について変更はありません</u>ので、御注意ください。

上記②については、企業電算処理方式による申告を行う方は、<u>申告書の評価額</u> 欄、決定価額及び課税標準額欄には評価額を記載してください。

(3) 修正及び申告もれ資産について

修正及び申告もれ資産については、地方税法第17条の5の規定により5年間の課税更正を行います。

(4) 虚偽の申告または不申告の罰則

正当な理由がなくて申告をしない場合や申告すべき事項について虚偽の申告を した場合は、延滞金が加算されたり過料や罰金等を科せられます。(地方税法第 368条、第385条、第386条、富士宮市税条例第69条、第71条)

償却資産申告書の記載のしかた

1 住所

住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載して 申告年月日を記載してください。 ください。なお、住所(又は納税通知書送付先)を当市で記載 してある方で、誤り及び変更等がある場合は訂正してください。 令和7年度 令和 7 年 **/** 月 16 B 受付印 償却資産申告書(静岡県富士宮市長 (ふりがな) ₹ **418-00**73 かみ ざめ ちょう 1住 所 は法 2 氏名 富士宫市弓沢町150番地 所 4 事 ヺ 資産所有者の氏名(法人に (又は納税通) 知書送付先) (資本金 あっては、法人名及び代表 (電話 者の氏名)を記載してくだ、 43 63 KN LA 5 事業 (ふりがな) おおわた ちゅう 株式会社 さい。 OX工業 2 氏 名 6 この申 また、個人の場合は屋号を 【代表取締役 △△△△ 者のも (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名 記載してください。 7 税理: なお、当市で記載してある 氏名の方が亡くなり、事業 資産の種類 前年前に取得したもの(ィ) 前年中に減少したもの(ロ)前年中に取得し 計[(イ) 承継者が確定している場合 百万 は「事業承継者〇〇〇〇」 構築物 9 127 000 200000 事業承継者が確定していな 機械及び い場合は「届出者○○○○」 875 000 装 50 125 000 3610000 とそれぞれ該当する方の氏 3 船 舶 名を記載してください。 航空機 車両及び 運搬具 2 300 900 4 事業種目 工具、器具 事業の種目を具体的に記載 及び備品 11248 600 632 000 1866000 してください。 合 72 800 900 1 507 000 5 676 000 6 この申告に応答する者の係 額 (+) 決 定 価 額 資産の種類 評 課利 及び氏名 この申告について直接応答 十億 十億 十億 構築物7 できる方の氏名・電話番号 を記載してください。 機械及び 装 3 舶 船 航 垄 機

7 税理士等の氏名

償却資産の申告手続きを税 理士等に依頼している場合 は、その事務所名、担当者名、 電話番号を記載してくださ V.

> 記載する必要はありません。 (ただし自社の電子計算機を利用し申告 される方は記載してください。)

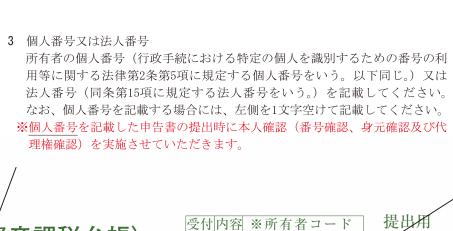
車両及び

工具、器具 及び備品

搬具

4

19 増減なし 前年中に償却資産 の増減がない場合 は、○で囲んでく ださい。



15 富士宮市内における事業所 等資産の所在地

市内における資産所在地を記載してください。また2つ以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、主な所在地の番号を○で囲んでください。

償却資産課税台帳) 記載する必要は ありません。 番号 有 短縮耐用年数の承認 鄦 999999999999 人番号 増加償却の届出 有 **(**#) 美 種 木材加工用機械製造 10 非課稅該当資産 有 <u>(</u>#) 等の金額) 該当するものを 1.000 11 課税標準の特例 有 **(** ○で囲んで /2 月(決算月 3月) 開始年月 **S50**年 ください。 12 特別償却又は圧縮記録 有 **(** 経理部 ΔΔΔΔ 告に応答する 系及び氏名 13 税務会計上の償却方法 定率法·定額法 22-1/27 (電話 🗖 🗖 🐧 上等の氏名 14 青 申 告 15 の弓沢町150番地 16 借用資産 - (ロ)+(ハ)](ニ) 富士宮市内 千 借用資産 (リース資産等) 9 327 000 がある場合、「有」を○で における事業所 ② 黒田 883-/ 囲み、貸主の住所及び名 52 860 000 称等を記載してください。 等資産の所在地 貸主の名称等 17 事業所用家屋の所有区分 16 借用資産 資産の所在地の建物が自 家か借家であるかを○で • 無) 2 300 900 償却リース(株) 囲んでください。 12 482 000 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家 76 969 900 備考 (添付書類等) 说標準額 18 備考 添付した書類の名称、非 課税、特例の適用条項等、 この評価について参考と なる事項を記載してくだ さい。 19 増 減 な し 20 資産なし 異動年月 解散市外転出売り 合併廃業 異動事項 住所変更 名称変更 法人成 月 22 異動備考

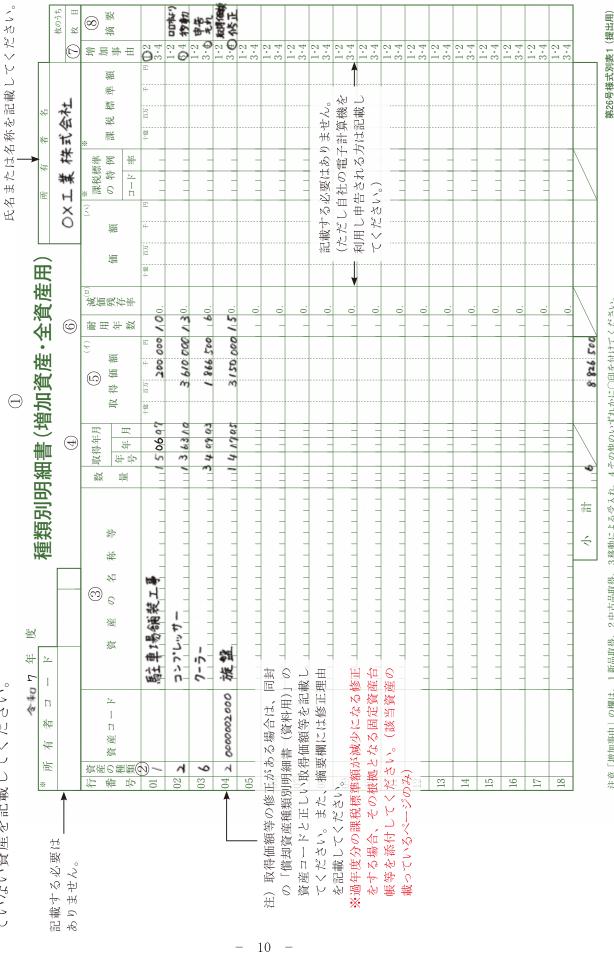
21 異動事項

該当する箇所を○で囲み、異動年月、旧住所、 合併先の企業名、廃業に伴い資産を売却し た場合の売却先の企業名等、参考となる事 項を22欄に記載してください。 20 資産なし

この冊子 (P3) の「2 申告すべき資産とは」に該当する資産がない場合は、○で囲んでください。

の記載のしかた 全資産用) (増加資産・ 種類別明細書 0

前年中(令和6年1月2日から令和7年1月1日)において新たに取得した資産及び同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」に載っ ください ていない資産を記載して



注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

記載のしかたと内容を確認しながらもれなく丁寧に記載してください。

増加資産か全資産用かどちらかを○で囲んでください。 刪 湽 温 沼 瀮 種

該当する資産の種類の番号を記載してください。(4ページの資産の種類を参照) 쩵 重

40文字の範囲内で、正確に記載してください。漢字の入力もできます。

栅 町

産の名称

資

命

田

6

쌮

魺

 \bigcirc \odot

رحہ 令和は 平成は _3_ 資産を実際に取得した年月を掲載してください。年号については昭和は トへだない。

) H	0 1	0 4	2 0
争	3	1	9
4	9	3	0
年号	8	ħ	9
	昭和63年10月	平成31年 4月	令和6年7月
	<u>A</u>		

を単位区分に従っ 補助金、助成金の 償却資産を取得するために支払った金額(購入手数料・運搬費・関税・保険料等を含む) て正確に記載してください。また、圧縮記帳は、地方税法では認められませんので、

額を取得価額に含めてください。

数

件

田

雈

9

冊

壮

霏 쨏

(<u>C</u>) ∞

短縮耐用年数 古資産の耐用年数を採用している場合、その耐用年数を記載し、理由を摘要欄に記載してください。 減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を必ず記載してください。

該当する増加事由の番号を〇で囲んでください。 次のような事項を記載してください。 田 瞅 (例: 法第349条の3第1項) その適用条項 ○課税標準の特例がある資産については、

その旨を表示 その旨を表示 ○短縮耐用年数を適用している資産については、 ○増加償却を行っている資産については、

その他必要な事項

魯

亩

命

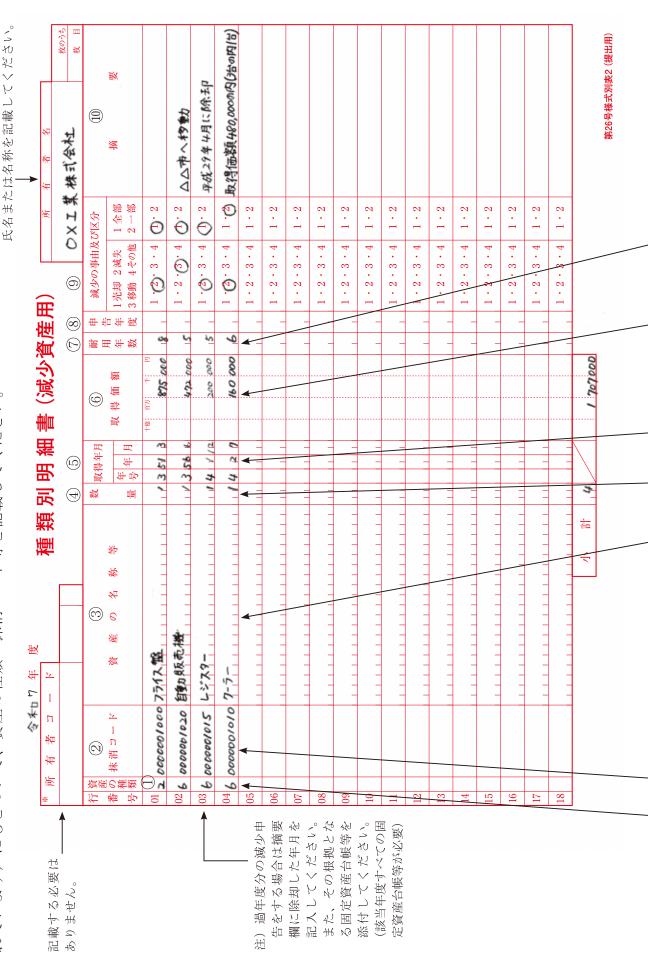
敃

(D)

9 (2) 種類別明細書(減少資産用)の記載のしかた

前年前に取得した償却資産のうち前年中(令和6年1月2日から令和7年1月1日)において売却、滅失、他市町村へ移動などの事 で資産が減少した場合に記載してください。 \boxplus

なお、減少した資産について、同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」(前年度までに申告されたあなたの全資産が記載さ れています)にもとづいて、資産の種類・抹消コード等を記載してください。



	和	Z 111	-				
	褈	用年業		8	5	9	
			$(\exists \exists $	000	000	000	
		取得価額		875	472	480	
	: 用	<u> </u>		က	9	7	
	取得年月	華		1 51	1 56	5 2	
	<u> </u>	#	中	昭和	昭和	平成	
	茶	K 🕮	1	-	-	-	
貧産種類別明細書(資料用)		資産の名称等		フライス樹	自動販売機	7-5-	
貸却資産		資産コード		0000001000	0000001020	0000001010	
	資本	座の種	凝	2	9	9	
		連番		-	2	3	4

同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の資産の種類を記載してください。	同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の資産コードを記載してください。コードを	正確に記載しないと抹消されない場合があります。	同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の資産の名称等を記載してください。	同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の数量を記載してください。	一部滅失等の場合は、減少した資産の数量を記載し、摘要欄に一部減少の詳細を記載して	くだない。	同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の取得年月を記載してください。
黨			排				町
鬞	I		7.				井
6	П		8				
埘	浜		華				帥
鴐	採		資	数			田

同封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の取得年月を記載してください。 年号については昭和は「3」平成は「4」令和は「5」と記載してください。	封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の取得価額を記載してください。	部滅失等の場合は、減少した資産の減少分の取得価額を記載してください。	封の「償却資産種類別明細書(資料用)」の耐用年数を記載してください。	告した年度が明らかな場合だけ記載してください。	の他の場合は記載する必要はありません。
正	名			撖	140
卅	亩		卅	仲	
帥	÷		Щ	和	

嵒

9

 \bigcirc

₩

№

© (E)

減少の区分が「2一部」に該当する場合は記載のしかたの04行目のように記載してください。 その他該当資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。 該当するものを○で囲んでください。 減少の事由及び区分 摘 要

 Θ

10 評価額について

償却資産の評価額の算出に際しては、取得時期、取得価額及び耐用年数が基本となります。

・評価額の算式

令和6年中に取得した資産(前年中取得資産)

取得価額× $(1-\frac{r}{2})$

令和5年以前に取得した資産(前年前取得資産)

令和6年度評価額×(1-r)

(前年度評価額)

r……耐用年数に応ずる定率法による減価率(年率)下記表による

※申告していただいた資産を上記の方法により1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

減 価 率 表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
間用干数	r		r		r
年		21年	0.104	41年	0.055
2	0.684	22	0.099	42	0.053
3	0.536	23	0.095	43	0.052
4	0.438	24	0.092	44	0.051
5	0.369	25	0.088	45	0.050
6	0.319	26	0.085	46	0.049
7	0.280	27	0.082	47	0.048
8	0.250	28	0.079	48	0.047
9	0.226	29	0.076	49	0.046
10	0.206	30	0.074	50	0.045
11	0.189	31	0.072	51	0.044
12	0.175	32	0.069	52	0.043
13	0.162	33	0.067	53	0.043
14	0.152	34	0.066	54	0.042
15	0.142	35	0.064	55	0.041
16	0.134	36	0.062	56	0.040
17	0.127	37	0.060	57	0.040
18	0.120	38	0.059	58	0.039
19	0.114	39	0.057	59	0.038
20	0.109	40	0.056	60	0.038

11 国税の取り扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

	Γ		
項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い	
償却資産の計算	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)	
減価(償却)の方法(注1)	一般の資産は定率法	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制度	
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却	
圧縮記帳の制度(注2)	×		
特別償却、割増償却(租税特別措置法)	×	0	
增加償却(所得税・法人税)	0	0	
評価額の最低限度(注3)	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで	
改良費	区分評価(改良を加えられ た資産と改良費を区分して 評価します。)	原則区分評価	
少額の減価償却資産(使用 可能期間が1年未満又は取 得価額が10万円未満)	一時に損金算入したものは 課税対象とならない(本来 の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象)	一時に損金算入可能(法人 税法施行令第133条、所得 税法施行令第138条)	
一括償却資産(取得価額が 20万円未満の減価償却資 産)	万円未満の減価償却資 は課税対象とならない(本)		
青色申告書を提出する中小 企業者等が租税特別措置法 を適用して取得した30万円 未満の減価償却資産	課税対象となる	一時に損金算入可能(租税 特別措置法第28条の2、第 67条の5)	

- (注1) 平成19年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税(償却資産)における減価償却の方法に変更はありません。
- (注2) **圧縮記帳**の制度は固定資産税(償却資産)では認められていませんので、国 庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、**圧縮前の取 得価額を記入してください**。
- (注3) 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで 償却できるようになりましたが、固定資産税(償却資産)における減価償却の 方法には変更はありません。

事業所調査のお願い

地方税法第408条の規定に基づいて毎年**資産台帳の**調査を行っています。 その際は御協力をお願いいたします。

なお、この調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

申告の記載方法がわからない場合

この申告について、提出書類の記載方法がわからない場合は、資産税課家屋係へお早めに御相談ください。なお、次の書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

個人の場合

- 簡易帳簿(固定資産台帳)
- 所得税青色申告決算書
- ・その他減価償却資産の明細がわかる書類
- ・個人番号確認資料および身元確認資料 ※別紙案内のとおり

法人の場合

- 固定資産台帳
 - 法人税確定申告書
 - ・その他減価償却資産の明細がわかる書類